

土地売買契約書(案)

令和 8 年 1 0 月 日

土地の売買について、久万高原町長 河野 忠康（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）は、次の条項により契約を締結する。

(甲) 住 所 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 2 1 2 番地
氏 名 久万高原町長 河 野 忠 康

(売買物件)

(乙) 住 所
氏 名

第 1 条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、
乙はこれを買受ける。

所 在 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川 9 2 3 番 1

地 目 宅地

面 積 1 2 2 7 . 7 4 平方メートル

(売買代金)

第 2 条 売買代金は、金 円也とする。

2 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、一括して指定期日までに甲の指定
する場所に納入するものとする。

(所有権の移転時期及び移転の登記)

第 3 条 土地の所有権の移転の時期は、乙が代金を完納したときとする。

2 甲は、土地の売買代金が完納された後、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものと
する。

3 所有権移転登記に要する登記費用は乙の負担とする。

(土地の引渡し)

第 4 条 甲は、所有権移転登記の後 1 0 日以内に両者の定める日に売買土地をその所在す
る場所において乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第 5 条 乙は、この契約締結後売買土地に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見
しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないも
のとする。

(契約の解除)

第 6 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、この契
約を解除することができる。

(損害賠償)

第 7 条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償
を甲に支払うものとする。

(公租公課)

第 8 条 土地にかかる公租公課その他の費用については、所有権の移転の登記が完了した
日の前日までの原因によるものは、甲の負担とする。

(疑義等の解決)

第 9 条 この契約について、疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、
甲、乙協議して解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有
する。